

## 今後の共通項目の説明に係る基本ロジック

### 《設工認申請における前提条件》

#### 【1項申請と2項申請の区分】

- 設工認申請にあたっては、法令上の要求及び設備状況により設工認申請の根拠条文※が異なるため、申請手続きの区分が必要である。
- そのため、新規制基準を受けた設工認申請では、既認可施設に対するしゅん工施設と未しゅん工施設の区分の考え方を示すとともに、今回新設する設備に対する申請手続きの区分の考え方を説明する。

※：原子炉等規制法第45条第1項に係る申請と同条第2項に係る申請（再処理施設）  
原子炉等規制法第16条の2第1項に係る申請と同条第2項に係る申請（加工施設）

#### 【事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加、明確化（充実）した項目の整理】

- 新規制基準を受けて事業許可基準規則で要求事項が追加、明確化された条文及び新規制基準によらず事業変更許可申請で設計変更等をしたことで影響を受ける条文については、設工認においても考慮する必要がある。
- そのため、新規制基準を受けて事業許可基準規則で要求事項の追加、明確化（充実）された条文を明確にする。
- さらに、新規制基準への対応ではなく事業変更許可申請で設計変更等した設備も存在するため、その設計変更等の影響がある条文についても明確にする。

#### 【（技術基準規則）新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の整理】

- 新規制基準を受けて技術基準規則で要求事項が追加、明確化（充実）された条文については、新たに基本設計方針等で規則への適合性を示す必要がある。
- そのため、新規制基準を踏まえ技術基準規則で要求事項の追加、明確化（充実）された条文を明確にする。

## 【設工認の申請計画の考え方】

### <工事工程、設計進捗等の申請における条件及び分割申請の考え方>

- 設工認申請では、関係する設備が多数あり、その中に新規基準への適合に関し設計変更を行うものや新規に設備を製作し設置するものがあることから、分割申請を行うこととなる。
- 分割申請を行うにあたって、考慮する条件及び考え方を明確にする必要がある。
- そのため、工事工程、設計進捗等の分割申請の際に考慮する前提条件を整理し、それを踏まえた申請書毎の申請内容及びその考え方を示す。

### <分割申請における共通事項（火災、溢水等）の申請方法の整理>

- 分割申請を行うにあたり、共通事項（火災、溢水等の共通条文）については、条文適合の説明が申請書を跨ぐため、申請書毎に適合性に係る記載範囲を明確にする必要がある。
- そのため、複数の設備等に共通的に関係する事項について、分割申請における申請方法の考え方を示す。
  - ✓ 設備に対する設計要件に加え、当該設備以外からの影響評価等が必要な火災、溢水等への対応
  - ✓ 施設の設置状況から設備に直接関係しない共通事項である津波への対応
  - ✓ 施設の状況とは無関係に全体に共通的な要求事項である人の不法な侵入等の防止等への対応

### <複数の申請書に跨る系統設備の申請方法の整理>

- 分割申請において、一つの系統、設備が複数の申請書に跨る場合には、技術基準への適合性を個々の申請書で説明できることを示すために、どの申請書で何を説明するか、それが一貫性をもって技術基準への適合性を説明できるものであることを示す必要がある。
- そのため、複数の申請書に跨る設備の対象、その範囲、分割申請での申請書毎の申請対象範囲の区別を整理し、分割申請における申請方法の考え方を示す。

## 【工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）】

- 「1項申請と2項申請の区分」、「新規基準を受けて追加、明確化（充実）した項目の整理」及び「設工認の申請計画の考え方」等の整理結果を踏まえ、工事工程、設計進捗等、共通事項、複数の申請書を跨る設備の申請方法を踏まえ分割申請計画として、分割申請数、申請書ごとの申請内容、申請予定時期、分割の理由などを示す。

《申請書として必要な書類の整備》

【本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項】

- 新規制基準を受けた設工認申請では、既設工認から申請書で説明すべき事項が変更となったことから、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項・記載方法を整理する必要がある。
- そのため、申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面の記載方針を示すとともに、以下に対する発電炉の実績を踏まえた考え方及び既認可での記載事項との関係の整理の考え方を示す。
  - ① 仕様表について  
要求される機能、性能の重要度等を踏まえ、強度計算等の計算条件に必要な最高使用温度、最高使用圧力、容量等の設計情報や設備の耐震、溢水、閉じ込め等の機能、仕様を実現するために必要な情報等の仕様表に記載すべき項目を示す。
  - ② 基本設計方針について  
新規制基準に対応し、基本設計方針を前後表形式で示す場合において、変更前の記載内容をどのような考えに基づき記載するのか。また、変更後の記載内容の考え方について示す。
  - ③ その他  
各技術基準条文と添付書類の関係性を明確にする。  
既工認から変更が生じない添付書類・添付図面の取り扱いについて明確にする。  
設工認申請書で記載する適用規格基準についての考え方を明確にする。

【添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の整理】

- 技術基準への適合性に必要な本文記載事項及び計算等の結果を示す添付書類・添付図面に対し、その設計の根拠、エビデンス等の設計の妥当性を示すためのバックデータや申請書に対する追加説明的な事項を、補足説明資料として示す必要がある。
- そのため、申請書添付書類等で記載する事項との関係において、補足説明が必要な項目の考え方を示す。

### 【第1回申請の申請書の構成】

1. 第1回申請における申請範囲、申請書の構成等
  - 第1回申請の対象設備、申請範囲、申請内容を整理するとともに、それを踏まえた申請書の構成、補足説明資料を示す。
2. 第1回申請の説明方針
  - 申請の構成、補足説明資料の整理結果を踏まえ、第1回申請において、変更申請として説明すべき事項、技術基準への適合性としての説明方針を示す。

### 【申請対象設備の選定】

1. 設工認申請対象設備の選定方法（申請対象設備の網羅性）
  - 設工認申請対象設備は、事業指定（変更許可を含む）で担保した事項を実現するための設備および技術基準の要求事項を満足するための設備となる。設工認申請では、これらの設備を各施設の中から網羅的に抽出し、明確にする必要がある。
  - このため、技術基準の要求事項等を明確化した上で、その安全機能（設計要件）の達成に必要な設備（設工認申請対象設備）を、設計情報（設計図書：エンジニアリングフローダイアグラム、構造図等）をもとに抽出する方法を示す。
2. 設工認申請対象設備の明確化（事業変更許可申請内容及び技術基準との関連付け、既認可事項と新規申請事項との区別）⇒第1章以降の整理結果への反映
  - 1.の方法による抽出の結果として設工認申請対象設備を明確化するとともに、設工認申請対象設備に要求される安全機能（設計要件）と重要度に応じて、設工認申請書における記載グレードを分類する。

### 【全般的な品質管理方針】

- 設工認申請に係る全般的な品質管理方針として、保安規定で定めた品質マネジメントシステム計画に基づく設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法等を示す必要がある。
- そのため、「設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステム」は、変更許可申請書（本文九号）で定めた品質マネジメント計画と整合していることを確認するとともに、第1回設工認申請に当たり実施した「設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画を示す。
- その際、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動実績、工事及び検査に関する計画として、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動計画、基本設計方針又は本設工認に必要な設備改造等の設計を抽出し、その抽出した設計が確実に様式-1に反映されていることを示す。

### 【使用前事業者検査の実施方針】

1. 既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針
  - 再処理施設については、試験運転中の施設であり、既設の設備機器等に係る健全性の評

価等も含めた使用前事業者検査の実施方針を示す必要がある。

- そのため、健全性の評価として設備機器等の腐食や経年劣化等の要因、影響範囲、並びにその評価方法及び評価基準や、設計変更により必要となる耐圧検査等の再検査が実施できない場合の代替検査方法の設定を行うとともに、機能・性能検査として実施すべき事項に対し核燃料物質等を用いた検査の必要性を明確にする。
- 核燃料物質等を用いた検査を行う場合には、それに伴い試験使用とすべき施設の範囲を明確にする。

**【工事の方法、工事及び検査の計画】**

- 1. の結果を踏まえた工事の方法や工事及び検査の計画を示す。

以上